

令和4年(2022年)1月20日

各地区スポーツクラブ21会長様
西宮市スポーツ推進委員様

西宮市スポーツ推進課長

令和4年1月22日(土)以降のスポーツクラブ21の活動について

平素より、本市スポーツ行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年に入り「オミクロン株」の影響で、兵庫県下における新型コロナウイルス感染症の新規患者数が急増しており、市内の学校・地域スポーツ団体でも陽性患者が多数発生している状況です。部活動等について、県・市教委から新たな方針が示されていることなどを踏まえ、スポーツクラブ21の活動について、1月22日(土)から当面の間、下記のとおりとします。

会長様をはじめ、関係各位におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願いするとともに、本件内容について、クラブ内での周知徹底のほどよろしくお願いいたします。

☆下線部は令和3年10月16日付通知からの追記または変更箇所です。特にご注意ください。

☆令和4年1月14日付当課長名で発出した「感染の急拡大に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」の改訂版を最終ページに掲載しています。あわせてご参照ください。

記

1 活動に当たっての注意事項

スポーツクラブ21の活動について、各クラブの会長・指導者におかれましては、引き続き以下の事項を厳守し実施してください。

(1) 学校では、**学校教育が最優先**となる。活動に当たっては、**学校長と協議**し、活動場所や方法、クラブが行う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(施設使用後の清掃・消毒作業の徹底など)についての**了解を得る**こと。

(2) **会員・指導者**(以下、「会員等」という。)やその同居家族に感染等が確認された場合の対応は、以下のとおりとする。なお、個人情報の保護に配慮してください。

(ア) **会員等が陽性**と判明した場合

該当会員が所属するサークル(部)の全活動をただちに停止し、会長またはスポーツ推進委員等は、**すみやかに学校及びスポーツ推進課へ連絡**すること。活動の再開については、サークル内での感染状況を注視し、スポーツ推進課と協議し**学校長の了解**を得た上で再開すること。なお、陽性と判明した会員等は、所属サークル(部)の代表者へ連絡することとし(代表者は会長に伝達)、保健所・医師等が参加を認めるまでの間は、**参加を停止**すること。

(イ) **濃厚接触者ではない会員等**がPCR検査等を**受検**した場合

会員等はPCR検査等を受検した場合、所属サークル(部)の代表者へ連絡することとし(代表者は会長に伝達)、結果が判明するまで活動への**参加を停止**すること。検査等の結果についても、所属サークル(部)の代表者へ連絡することとし(代表者は会長に伝達)、陽性と判明した場合は(ア)のとおりとする。陰性と判明した場合は、活動への参加停止を解除する。

(ウ) **会員等が濃厚接触者**となった場合

会員等は濃厚接触者と認定された場合、所属サークル（部）の代表者へ連絡することとし（代表者は会長に伝達）、ただちに活動への**参加を停止**すること。その後PCR検査等を受検し、陽性と判明した場合は（ア）のとおりとする。陰性と判明した場合、または未受検の場合においては、陽性者との最終接触日から10日間は、活動への参加を停止すること。

(エ) 会員等の**同居家族が濃厚接触者**となり、PCR検査等を**受検**した場合

会員等の活動への**参加を停止**すること。同居家族の陽性が判明した場合は、会員等は濃厚接触者と認定される可能性が高いため、ただちに（ウ）の対応を行うこととし、陰性と判明した場合は、活動への参加停止を解除する。

(オ) 会員等の希望により**自費等でPCR検査等を受検**した場合

会員等の活動への参加は可能とする。ただし、陽性と判明した場合は（ア）のとおりとする。

- (3) 活動時間（目安）は、**平日は2時間程度、土日祝は3時間程度**とする。活動時間には準備運動・整理運動を含むものとし、移動・準備・休息・片付けの時間は含まないものとする。
- (4) **21時まで**には、片付け等を終えて学校等の敷地内から退出すること。（厳守）
- (5) **対外試合**は、中央競技団体等が主催する**県大会等につながる大会、阪神地区以上を対象とした大会及びそれら大会に出場するための練習試合のみ可**とする。
- (6) 上記(5)を除き、対外試合・練習試合・合同練習については、実施を控えること。
- (7) 合宿等、宿泊（寝食）を伴う活動は行わないこと。
- (8) 保護者等の観覧については、事前に学校長の許可を得ること。ただし、感染防止対策を徹底し、観覧者の会話・歓声・声援などは控えること。なお、学校外での活動においては、当該活動の責任者等（例：大会の主催者・会場の施設管理者など）の指示に従うこと。
- (9) 各種目の代表者は、会員等参加者（手伝いの方も含む）、及びその同居家族について発熱など体調不良でないことを毎回確認するとともに、参加者の氏名等を**毎回把握し記録**すること。なお、体調不良を確認した場合は、活動に参加させないこと。
- (10) 上記(9)の参加者を記録した「名簿」は、活動した学校へすみやかに提出すること。
- (11) 活動時は、石鹸での30秒手洗いやアルコール消毒等感染防止対策を徹底すること。
- (12) 屋内外の活動とも、3つの密（密閉・密集・密接）を回避するため、参加者の活動時間を分けるなど活動内容を工夫すること。
- (13) 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や高温多湿時には、熱中症などのリスクが高くなることが予想されるため、感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、準備・片付け・

ミーティング・更衣・移動時などスポーツを行っていない時間や呼気が激しくなら
ない軽度なスポーツ（準備運動など）の際は、原則としてマスクを着用すること。

(14) 活動中は、発声を極力控えるとともに、近距離での接触を避ける（参加者同士の
間隔はできれば2 m以上を確保）など飛沫感染が起こらないよう特に注意すること。

(15) 体育館等の屋内で活動する際は、入り口や窓を開放し十分な換気を行うこと。

(16) 学校体育施設での活動後は、不特定多数が触れるドアノブ・手すり等の施設の設備
や器具・用具類について、必ず洗浄・清掃・消毒を行うこと。一般の部は代表等活動
責任者が当該作業の完了を確認すること。子どもの部は、コーチ等の指導者が主と
して作業を行い、監督等活動責任者が作業の完了を確認すること。

なお、学校体育施設以外で活動する場合は、その施設の管理者の指示に従うこと。

2 その他

(1) クラブハウス（地域交流室）については、利用可とする。利用に当たっては、マスク
着用の上、室内が密にならないように、人同士の間隔を確保し十分な換気を行うこ
と。また、利用後は施設の設備について、洗浄・清掃・消毒を行うこと。

(2) 手洗い・清掃・消毒作業に必要な物品（例：手洗い用石鹸・ハンドソープや消毒液
等）は、SC21であらかじめ準備すること。

(3) 着用したマスクや手洗い・清掃・消毒作業で発生したゴミは、活動場所に捨てずに
確実に持ち帰ること。

(4) 活動に当たっては、感染拡大防止対策等に関する各種通知・ガイドラインを遵守す
ること。また、各競技の特性を踏まえ、それぞれの団体が発出しているガイドライ
ンを遵守すること。なお、不完全な消毒作業など各種遵守事項の不徹底が判明した
場合は、施設の使用禁止など厳正な措置をとる場合があるので留意すること。

(5) 休憩時間の確保・こまめな水分補給など、参加者（特に、子どもや高齢者）の体調
管理に万全を期すこと。

また、会員等が活動時間外において体調不良を感じた場合は、経過を観察し休養に
努めつつ、かかりつけ医など医療機関の受診を検討するように案内すること。

(6) 飲食を伴うイベントや会合については、人数に関わらず実施しないこと。

自宅と活動場所を行き来する途中も、会員等で集まったの飲食は行わないこと。

(7) 今後、活動に関しての内容の変更等があった場合は、速やかに通知する。

以 上

<p>【お問い合わせ先】 スポーツ推進課（担当：嶋作・山岡） T E L (0798) 35-3567 Email : k_shatai@nishi.or.jp</p>

補 足 説 明

SC21 会員・指導者の陽性判明時における対応要領（ポイント解説）

感染力の非常に強い「オミクロン株」の影響は、学校現場をはじめ多方面に出ています。

SC21 会長、スポーツ推進委員、SC21 会員・指導者の皆様におかれましては、これ以上の感染拡大を阻止し、一人一人が「うつらない」「うつさない」の自覚と責任をもって行動していただくとともに、感染事例が発生した時の対応のうち、重要なポイントを以下にまとめました。

各位におかれては、これらを参考にいただき、適切に対応するようお願いいたします。

1. 陽性判明時、当該会員・その保護者、指導者等は、直ちに学校園及び部の代表者等に連絡すること。
2. 部の代表者等は、発症日を正確に聞き取り、「接触状況リスト」の作成を直ちに行うこと。
なお、調査対象日は、陽性者が有症状の場合は発症日の 2 日前以降、陽性者が無症状の場合は検体採取日の 2 日前以降とする。
3. 会長・推進委員・部の代表者は、当該会員が在籍する学校園及びスポーツ推進課に至急連絡すること。その際、学校園に対しては、上記調査対象日のうち、陽性者が参加した日の「参加者名簿」等を学校園に提出すること。なお、当該名簿に記載のある児童・生徒等については、登校園を一時的に控えるよう、保護者等に伝えること。
4. 陽性者発生について、部の代表者等は、上記調査対象日に活動に参加した会員等へ連絡すること。
なお、連絡を迅速に行うため、あらかじめ緊急時連絡体制を整備しておくこと。
5. 以下のページを参考にして、原則、各団体で濃厚接触者を特定すること。
現在保健所での判断が困難な状況ですので、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

<参考URL> https://www.nishi.or.jp/kenko/hokenjojoho/kansensho/oshirase/COVID19_CC-CheckList.html

☆市HP トップページ右上、検索窓で「16232300」で検索してください。

6. 部の代表者等は、リスト完成次第、すみやかに保健所・学校園・会長・推進委員・スポーツ推進課に提出すること。
7. SC21 活動を起因として会員本人がPCR検査を受けている場合は、当該会員が在籍する学校園への登校園を控えるよう、保護者等に伝えること。

現状では、だれもが感染する可能性があります。また、障害や症状があってもマスクをつけられない人もいます。さまざまな事情をお互いが理解しあい、思いやりの心を持って活動してください。皆様におかれましては、不当な差別やいじめ、偏見につながることはないよう、冷静な対応をお願いします。